平成２１年（フ）第１１５４号
熊本市沼山津３丁目５番14号
債務者　竹林喜美子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１６５号
熊本市国府４丁目５番５―702号
債務者　年永　菊一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３９号
和歌山県日高郡由良町大字神谷127番地
債務者　上山　貞子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１４４２号
北九州市小倉北区西港町84番地２　福山通運社宅114号
債務者　竹村　初子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０９号
長崎県南島原市北有馬町甲3971番地
債務者　濵田　宜一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
長崎県雲仙市瑞穂町古部乙812番地10
債務者　前田　實正
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
長崎県南島原市深江町戊3094　光扇アパート、住民票上の住所長崎県島原市有明町大三東乙1028番地２
債務者　山本　博美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
長崎県島原市有明町大三東乙1028番地２
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
長崎県南島原市口之津町丁2472番地
債務者　松尾　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
長崎県南島原市北有馬町乙1684番地２
債務者　飛永とよ子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
長崎県南島原市西有家町須川3214―３、住民票上の住所長崎県南島原市西有家町須川1101番地12
債務者　小林　智奈
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
島根県仁多郡奥出雲町三沢927番地40　滝の上町営住宅３―222、前住所島根県仁多郡奥出雲町亀嵩2212番地７
債務者　稲垣　育男
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８０号
山口市朝田929番地８
債務者　伊藤　俊一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
山口県防府市新築地町18番地の１　福山通運社宅502号室
債務者　天野　仁美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
山口市折本２丁目４番41号
債務者　高本福子こと　高　　福子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１号
島根県雲南市加茂町加茂中1173番地２
債務者　渡部　延男
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７９９号
愛知県刈谷市野田町吹戸19番地43　ダイアパレス東刈谷304号
債務者　二摩オリエ
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係